

スウェーデンにおける地域経済と 財政の資金循環

伊集 守直

横浜国立大学経済学部教授

はじめに

本稿では、地域経済と地方財政を総合的に分析する試みの1つの分析対象としてスウェーデンを取り上げる。スウェーデンは、比較福祉国家論において社会民主主義レジームに位置づけられるが、その特徴の1つである普遍主義に基づく公共サービス(現物給付と現金給付を含む)の供給が、所得再分配あるいは所得格差の是正に大きな効果を発揮していることはよく知られている¹。

また、1990年代に実施された財政再建の取り組みや予算制度改革を経て、近年では健全な財政運営を維持すると同時に、2000年代以降には平均3%程度の安定した経済成長を示している。さらに、政府間財政関係に目を向けると、1990年代半ば以降には、水平的調整を取り入れた財政調整制度により、基礎自治体であるコミューンと広域自治体であるランスティング(現レギオン)間の財政力

格差の是正を実施している²。このような文脈のなかで、スウェーデンの地域経済における資金循環のあり方を、税制・移転給付や財政調整制度との関連を含めて分析することを試みる。

以下では、スウェーデンの公共部門の位置づけや地方財政に関わる基本的な事項について確認をしたうえで、地域別の経済統計データを活用しながら、スウェーデンの広域自治体レベルで区分する各地域における域際収支の状況や、資金区分ごとの流入状況について把握する。

スウェーデンの政府部門と地方財政

表1は、前掲の佐藤論文と同様に、スウェーデンにおける政府最終消費支出の直接的な需要と間接的な需要を示している。直接的な需要では、保健衛生・社会事業、教育、公務において大きな規模を示しており、医療・福祉、教育という対人社会サービスにおいて公共部門が大きな供給責任を有しているスウェーデンの特徴が観察される。また、佐藤論文の表2に示されているように、国民総支出に占める政府最終消費支出の割合が日本とドイツよりも大きくなっていることも同国の特徴の1つである。

次に、政府間財政関係について目を向けると、コミューンが教育と福祉、ランスティング(レギオン)が医療をおもに担当しており、分離型事務配分が採用されている。また、地方政府における歳入面の特徴を簡単にまとめると、コミューンおよびランスティ

いじゅう もりなお

東京大学大学院経済学研究科博士課程単位取得退学。修士(経済学)。静岡県立大学経営情報学部講師を経て、2011年横浜国立大学経済学部准教授、2018年より現職。著書に、『財政赤字の国際比較』(分担執筆、岩波書店、2016年)、『地方財政・公会計制度の国際比較』(分担執筆、日本経済評論社、2016年)、『危機と再建の比較財政史』(分担執筆、ミネルヴァ書房、2013年)など。

表1 スウェーデンの政府最終消費支出の直接的・間接的需要(2018年、mil.\$)

直接的な需要		間接的な需要	
保健衛生・社会事業	58,055	不動産業	6,270
教育	32,011	専門・科学技術、業務支援サービス業	4,873
公務	28,620	対事業所サービス	3,891
倉庫、運輸付帯サービス	6,868	卸売、小売等	3,490
専門・科学技術、業務支援サービス業	6,108	建設業	2,878
娯楽サービス	3,623	公務	2,065
卸売、小売等	1,647	IT、その他の情報サービス	1,878
医薬品等	1,463	映像・音声・文字情報制作	1,651
映像・音声・文字情報制作	1,191	陸上、パイプライン輸送	1,504
陸上、パイプライン輸送	570	倉庫、運輸付帯サービス	1,495

出所：OECD、Input-Output Tables より筆者作成。

ングの歳入に占める税収の割合が高く、一般交付金と合わせて歳入の8割程度が地方政府の一般財源となっている。コミューンとランスティングの税目は地方所得税に一本化されており、税率決定権は各団体が持っている。2018年の平均地方所得税率は32.12%（コミューン20.74%、ランスティング11.39%）であり、ランスティングの税率も含めると、税率の最も高いコミューンでは35.15%、最も低いコミューンで29.19%となっている。

このような地方所得税を中心とした地方政府の歳入構造は、水平的調整による財政力格差の是正機能をもつ財政調整制度によって補完されている。

現行の財政調整制度は、①収入平準化（課税力調整）、②費用平準化（財政需要調整）、③構造交付金、④調整交付金／納付金、という4つの要素から構成されている。ここでは、とくに重要な収入平準化と費用平準化について整理しておこう。

収入平準化では、コミューンとランスティングという各レベルにおいてそれぞれ団体間の課税力を調整し、中央政府が全国平均の115%の課税力を各団体に保障するという仕組みである。スウェーデンでは、地方税は比例所得税に一本化されているため、各団体の課税力は住民1人当たりの課税所得として示される。この仕組みにおいて、課税力が全国平均の115%を超える団体は、その超過分について国に拠出し、国はその拠出財源を含みな

がら、課税力が115%に満たない団体に対して不足分を補填することになる。その点で、この枠組みでは国から地方に対する垂直的調整と地方団体間の水平的調整が組み合わされている。この仕組みは表現の仕方を変えれば、課税力の全国平均（100%）を上回る団体が、それを下回る団体に対して資金を拠出することで水平調整を行ったうえで、国がすべての団体に15%分を交付すると捉えることもできる³。

次に、費用平準化は団体間の財政需要格差を平準化する役割をもつ。これは日本の地方交付税で言えば補正係数の算定に相当し、各団体間の自然的・社会的条件によって異なる構造的な費用の違いを調整する役割をもっている。例えば、コミューンで言えば、担当する教育や福祉などサービス分野における費用について、人口構成（人口密度、年齢構造、移民、ひとり親世帯）や自然的条件（暖房、交通）、賃金構造といった要素が考慮されて、各団体のサービスあたり費用が算出される。そして、この費用が全国平均を下回る団体は、全国平均を上回る団体に対して、資金を拠出することで水平的調整による費用平準化が行われることとなる。なお、収入平準化と異なり、費用平準化では国は垂直的調整の役割を担っておらず、国を介しつつ地方団体間で水平的調整が行われている。

表2は、近年のスウェーデンの財政調整制度の

表2 スウェーデンの財政調整制度

単位：100万クローナ

	2015	2016	2017	2018	2019
政府による予算措置①	62,707	664,121	67,007	70,339	78,589
収入平準化交付金	64,627	68,986	72,969	75,047	77,975
収入平準化納付金	-4,218	-6,351	-7,157	-7,354	-7,580
費用平準化交付金	6,369	6,640	7,150	7,448	8,022
費用平準化納付金	-6,388	-6,653	-7,168	-7,480	-8,050
構造交付金	1,916	1,050	1,052	1,055	1,052
過渡的交付金	778	784	259	34	0
合計②	63,084	64,457	67,104	68,750	71,419
調整交付金 / 納付金 (① - ②)	-377	-337	-97	1,589	7,170

出所：SCB 資料より作成。

実績額の推移を示している。収入平準化と費用平準化に水平的調整を取り入れているとはいえ、交付金額の大半を占めるのは、国から地方への垂直的調整機能であることがわかる。

また、以上のコミューンとランスティングにおける財政調整制度のほかに、LSS法(機能障害者を対象とする援助及びサービスに関する法律)に基づいた財政調整や、国による保育料の上限設定(maxtaxa)によるコミューンの減収分を補償する財政移転なども存在しているため、次節では、それらも含めた形で地方政府に対する資金移転を捉えていく。

スウェーデンにおける地域別資金循環

以上のスウェーデンの政府間財政の枠組みを踏まえたうえで、地域別資金循環のあり方を見ていきたい。その際、地域区分はスウェーデンの地域経済統計の区分の1つでもある21のレーン(国の地域出先機関)を単位としている⁴。

表3は、地域別の公的資金循環をコミューン毎のデータから集計・区分したものである。「社会保障給付」には、老齢年金、活動・医療補償(旧早期退職年金)、疾病手当、失業手当、育児休業手当、児童手当、支援補償(assistansersättning)、年金受給者の住宅費補助、住宅手当、生活保護が含まれる。

「税金」には、地方所得税、国税所得税、資本所得税、不動産税、地方不動産料、年金保険料自己負担分、埋葬料・教会料、等からの収入、および負担軽減措置額が含まれる。なお、「税金」のうち、国税の法人税と消費課税については、それぞれの税金額を域内総生産によって按分している。

政府消費としては、SNA統計において狭義の「政府消費」に区分されるもの(政府消費①)と、公共サービスの供給において民間事業者が生産するサービスを購入する部分(準市場)を加えたもの(政府消費②)を掲載しており、それぞれに対応する公的資金循環を公的資金循環①と公的資金循環②として示している。

公的資金循環①を確認すると、ストックホルム、ヨーテボリ、マルメという三大都市を含むストックホルム・レーン(AB)、ヴェストラヨータランド・レーン(O)、スコーネ・レーン(M)という地域において、資金流出が大きくなっていることが確認される。とくに、ストックホルム地域では水平的調整の結果として財政調整において資金流出が見られることも特徴の1つである。ただし、準市場部分を加味した公的資金循環②ではいずれの地域において資金流入となっていることがわかる。この点については、「政府消費」の捉え方についてより詳細な検討を要するところである。

表3 スウェーデンの地域別公的資金循環

単位：100万クローナ

	1人あたり GRP 1000SEK	税金	社会保障 拠出金 雇用 主負担分	社会保障 給付	(財政調整)	政府消費①	政府消費② (=①+準市場)	公的資金 循環①	公的資金 循環②
Stockholms län (AB)	628	-400,412	-120,222	149,205	-583	192,851	625,588	-178,578	254,159
Uppsala län (C)	411	-45,780	-16,104	24,428	2,066	47,644	100,937	10,188	63,481
Södermanlands län (D)	316	-30,418	-11,012	22,343	4,388	20,961	53,948	1,874	34,862
Östergötlands län (E)	386	-52,410	-18,455	31,987	5,600	38,036	100,714	-842	61,836
Jönköpings län (F)	394	-41,820	-14,429	24,220	4,187	28,371	70,444	-3,658	38,416
Kronobergs län (G)	415	-23,190	-7,656	13,228	2,520	14,095	38,632	-3,523	21,015
Kalmar län (H)	343	-25,984	-9,063	18,212	3,464	18,099	42,945	1,264	26,111
Gotlands län (I)	335	-6,243	-2,081	4,400	1,003	4,829	10,675	905	6,751
Blekinge län (K)	341	-16,933	-6,020	11,933	2,259	14,432	32,347	3,412	21,327
Skåne län (M)	383	-152,253	-52,950	92,198	17,342	103,451	272,663	-9,554	159,658
Hallands län (N)	348	-37,126	-13,797	22,796	2,386	21,954	55,245	-6,173	27,118
Västra Götalands län (O)	452	-219,240	-72,673	115,754	16,254	134,368	360,426	-41,791	184,266
Värmlands län (S)	345	-28,092	-10,516	20,942	4,235	22,032	52,139	4,366	34,472
Örebro län (T)	384	-33,685	-11,615	21,449	4,251	25,361	66,015	1,510	42,164
Västmanlands län (U)	372	-30,760	-10,946	20,177	3,087	19,308	55,236	-2,221	33,707
Dalarnas län (W)	366	-32,337	-10,929	22,093	4,110	25,822	58,747	4,649	37,573
Gävleborgs län (X)	346	-31,240	-10,781	22,428	4,253	23,601	54,810	4,008	35,217
Västernorrlands län (Y)	382	-28,895	-9,711	19,567	3,002	21,187	51,506	2,148	32,467
Jämtlands län (Z)	356	-14,091	-4,838	9,427	2,675	11,348	26,185	1,846	16,683
Västerbottens län (AC)	376	-30,896	-10,841	19,225	3,591	24,633	57,338	2,121	34,825
Norrbottens län (BD)	422	-31,171	-10,586	19,926	3,042	25,627	60,344	3,796	38,513

資料：SCB, Regionalräkenskaper より作成。

次に、表4は各地域の域際収支と公的資金循環との関係から地域別資金循環を示している。上記の公的資金循環①と②に対応して、合計①と合計②として示している。

スウェーデンの地域別資金循環の特徴として挙げられるのは、日本やドイツと異なり、首都圏であるストックホルム地域において域際収支がマイナスとなっていることである。そのため、ドイツにおいて観察されるような「都市州・旧西独州における域際収支黒字+公的資金収支赤字」、あるいは「大都市圏で稼いで財政移転によって再分配する」という関係には必ずしもなっていない。なお、ヴェストラ・ヨーランド地域とスコーネ地域では、域際収支黒字と公的資金収支赤字(公的資金循環①)の結果、資金循環(合計①)が黒字となっている。

おわりに

スウェーデンでは、2010年代以降の積極的な移民(難民)の受入れもあり、全国的に人口は増加傾向にある。ただし、その中でも、ストックホルム、ヨーテボリ、マルメを擁する三大都市圏での人口増加が顕著に現れている状況にある。また、地域総生産額については、ストックホルム地域での高さが際立っているが、税・社会保険料の徴収および社会移転給付等の受取り後の変化において、地域的な格差縮小が見られる。つまり、課税及び社会保障給付による再分配効果は個人間だけでなく、地域間の資金移転に一定の影響を与えていることが窺える。加えて、水平的調整を取り入れた財政調整によりストックホルム地域(ストックホルム・ランステイングおよび域内コミュニティ)から他地域への財政資金

表4 スウェーデンの地域別資金循環

単位：100万クローナ

	域際収支計	公的資金循環①	公的資金循環②	合計①	合計②
Stockholms län (AB)	-42,992	-178,578	254,159	-221,571	211,166
Uppsala län (C)	-3,067	10,188	63,481	7,121	60,413
Södermanlands län (D)	-5,690	1,874	34,862	-3,815	29,172
Östergötlands län (E)	1,391	-842	61,836	549	63,228
Jönköpings län (F)	47,304	-3,658	38,416	43,647	85,720
Kronobergs län (G)	9,466	-3,523	21,015	5,944	30,481
Kalmar län (H)	31,297	1,264	26,111	32,561	57,407
Gotlands län (I)	-1,638	905	6,751	-732	5,114
Blekinge län (K)	11,551	3,412	21,327	14,963	32,877
Skåne län (M)	74,174	-9,554	159,658	64,620	233,832
Hallands län (N)	10,379	-6,173	27,118	4,206	37,497
Västra Götalands län (O)	54,835	-41,791	184,266	13,043	239,101
Värmlands län (S)	8,545	4,366	34,472	12,911	43,018
Örebro län (T)	14,043	1,510	42,164	15,553	56,207
Västmanlands län (U)	24,538	-2,221	33,707	22,317	58,245
Dalarnas län (W)	26,217	4,649	37,573	30,866	63,791
Gävleborgs län (X)	2,783	4,008	35,217	6,791	38,000
Västernorrlands län (Y)	10,636	2,148	32,467	12,784	43,103
Jämtlands län (Z)	-5,037	1,846	16,683	-3,190	11,646
Västerbottens län (AC)	7,643	2,121	34,825	9,764	42,469
Norrbotens län (BD)	18,078	3,796	38,513	21,874	56,591

資料：SCB, Regionalräkenskaper より作成。

の移転が生じる結果となっている。

その一方で、本稿で明らかになったのは、ストックホルム地域では域際収支がマイナスとなっているという日本やドイツとは異なる地域経済あるいは資金循環のあり方であり、ストックホルム地域において地域経済と地方財政の両面において資金流出が生じているということである。同地域において域際収支がマイナスとなる要因、あるいはスウェーデンにおける地域経済の連関についてのより詳細な分析は今後の課題としなければいけないが、地域の持続可能性を検討するうえで、地方財政を組み込んだ形で地域経済を把握する視点は今後より重要になると考えられる。■

《注》

- 1 本研究の一部は、JSPS 科研費・基盤研究 C「政府間行財政関係を基軸にした住宅政策と住宅保有形態への影響に関する国際比較分析」（研究代表者：関口智、課題番号：JP20K01715）の助成を受けている。
- 2 広域自治体はこれまでランスティングと呼ばれてきたが、2019年の地方自治法改正によりレギオン(region)に改められている。ただし、本稿ではおもに変更以前のデータを利用していることからランスティングと表記する。
- 3 1996年に水平的調整を導入した際には、この仕組みは憲法で規定される地方政府の課税権の侵害に当たるとの指摘が法制局からなされた。そのため、あくまで地方政府は国を介して水平的調整を行うという仕組みが取られてきたが、その後、2010年の憲法改正により、水平的調整が可能であることが憲法上明記されることとなった。
- 4 レーンは20のランスティングに、離島であるゴットランド(コミュン)を加えて21団体となっている。

《参考文献》

伊集守直（2006）「スウェーデンにおける政府間財政関係：地方分権と財政調整制度」『地方財政』45巻5号、213－237頁、地方財務協会
関口智編（2016）『地方財政・公会計制度の国際比較』日本経済評論社

《参考ウェブページ》

スウェーデン統計局ウェブページ (<http://www.scb.se/>)
スウェーデン地方政府連合ウェブページ (<https://skr.se/skr.25.html>)

